

佐倉市  
男女平等参画基本計画

【第3期】

～だれもが輝くまち 佐倉～

[改訂版]

佐倉市



## はじめに



「だれもが輝くまち 佐倉」をキャッチフレーズに、平成21年5月に「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」を策定し、5年が経過いたします。この間、少子高齢化、高度情報化の進展、家族形態の多様化など、様々な分野の環境が日々変化し続け、新たな課題への対応や、その解決のために、男女平等参画社会の実現が必要不可欠となっております。

このたび佐倉市では、本計画が中間年を迎えたことから、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までを期間とする計画の見直しを行いました。社会情勢の変化や、平成23年度からスタートしました「第4次佐倉市総合計画」との整合性を図り、今後5年間の計画を、より具体的に推進できるよう、主に施策内容の精査をいたしました。

併せて、佐倉市での男女平等参画社会づくりを着実に推進するため、「固定的な性別役割分担意識の解消」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」「女性の積極的な参画の推進」を、重点的に取り組む事項として掲げました。市民の皆様をはじめ、事業者、関係機関が、身近なところから参画していただけるよう、佐倉市でも積極的に施策に取り組んでまいります。

また、本計画は「DV防止基本計画」としても位置付けておりますので、配偶者等に対する暴力の根絶を目指し、引き続き施策を推進してまいります。

男女平等参画社会を実現するためには、「実践」することが大切です。家庭、地域、職場で、女性も男性も輝いた生活を送れるよう、できることから「実践」し、明るく住みよい佐倉市となるよう、皆様の一層のご理解とご協力を、心からお願いいたします。

本計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました佐倉市男女平等参画審議会委員の方々、市民意識調査をはじめ、これまで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心から御礼を申し上げます。

平成26年3月

佐倉市長 巖 和 雄

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画見直しの趣旨	1
2. 重点的に取り組む事項	1
3. 計画の性格	2
4. 計画の期間	2
5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】の体系	3

## 第2章 計画の内容

<b>基本目標Ⅰ 人権の尊重</b>	5
課題A 人権侵害のない社会づくり	5
課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶	9
課題C 男女平等の意識づくり	14
課題D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	18
<b>基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</b>	21
課題E 職場における男女平等参画	22
課題F 家庭における男女平等参画	27
<b>基本目標Ⅲ あらゆる場への男女平等参画の推進</b>	31
課題G 意思決定過程における男女平等参画	32
課題H 地域活動への男女平等参画	34
<b>基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり</b>	36
課題I 生涯にわたる心と体の健康づくり	36
課題J 安全・安心な社会環境の整備	38
<b>基本目標Ⅴ 推進体制の整備</b>	41
課題K 庁内推進体制の構築	41
課題L 国・県・関係機関との連携	45

## 資料

佐倉市男女平等参画審議会	
佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】検討部会 委員名簿 .....	46
基礎資料概要 .....	47
佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】[改訂版]（素案）策定経過 .....	48
部・課別 事業取り組み一覧 .....	49
男女共同参画社会基本法 .....	51
佐倉市男女平等参画推進条例 .....	55
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	59
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 .....	69
男女平等参画社会づくりの歩み .....	73
言葉の解説 .....	75

### 【市民意識調査報告書からの引用図表】

男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策 .....	4
ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験 .....	9
ドメスティック・バイオレンス（DV）防止、被害者支援のために必要な対策 .....	13
各分野における男女平等感 .....	14
性別役割分業への賛否 .....	17
男女平等な社会をつくるために、家庭・学校や地域社会で重要な教育 .....	19
「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の優先度 .....	21
女性が職業を持つことについての意識 .....	24
子育てを支援するために重要なこと .....	29
議会・委員会等に占める女性の数についての意識 .....	31
議会・委員会等への女性の参画が少ない原因 .....	31
男女平等参画推進センターに期待すること .....	43



## 第1章

# 計画の基本的な考え方



## 1. 計画見直しの趣旨

佐倉市では、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年度（2009 年度）に「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」を策定しました。

その結果、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、平成 24 年 9 月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」や、県が平成 21 年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果を見ると、今なお固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、パートナーに対する暴力がいまだあることも、意識調査の結果から伺えます。

また、国においては平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」、県では平成 23 年度に「第 3 次千葉県男女共同参画計画」が策定され、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や、地域活動における男女共同参画の促進などの課題への取り組みが必要であるとしています。

このたび、計画期間の前期 5 年が経過したことに伴い、現状の課題に加え、国や県の計画改訂の内容や、市民意識調査の結果を踏まえ、本計画の現状と課題を検証し、基本事業及び具体的な事業の見直しを行いました。引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。

## 2. 重点的に取り組む事項

男女平等参画社会の実現に向け、佐倉市が特に重点的に取り組む事項は次のとおりです。

### (1) 固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識が依然として強いことから、この意識の解消に向け、継続した啓発・広報活動を行います。

### (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進は、現在、国、県でも積極的に取り組んでいるものであり、本計画でも、基本目標の一つに位置づけています。

家庭・職場・地域などにおいて、調和のとれた生活が送れるよう、家庭生活と他の活動の両立支援や、安心して働き続けることができる環境づくりを進めます。

### (3) 女性の積極的な参画の推進

地域社会や職場の活性化のため、政策・方針決定の場や地域社会の様々な分野へ女性の参画を推進します。

### 3. 計画の性格

- (1) この計画は国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。
- (2) 平成 16 年 3 月に策定した「佐倉市男女平等参画基本計画【第 2 期】」の成果を引き継ぐものです。また、具体的な事業内容によっては、実施計画としての性格も有しています。
- (3) この計画は、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」、県の「第 3 次千葉県男女共同参画計画」及び、平成 23 年度からスタートした「第 4 次佐倉市総合計画」との整合性に配慮したものです。
- (4) この計画は、平成 20 年 1 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV法）の改正に伴い、市町村におけるDV関連施策に関する基本的な計画の策定が努力義務として規定されたことにより、同法に基づく基本計画としても位置づけています。

### 4. 計画の期間

この計画は、平成 21 年度（2009 年度）を初年度とし、平成 30 年度（2018 年度）までの 10 年間の計画です。

計画に掲げる施策の基本事業及び具体的事業について、前期 5 年間が経過しましたので、国や県の動向、社会情勢の変化や本計画の進行状況を踏まえ、後期 5 年間（平成 26 年度から平成 30 年度）を見直したものです。

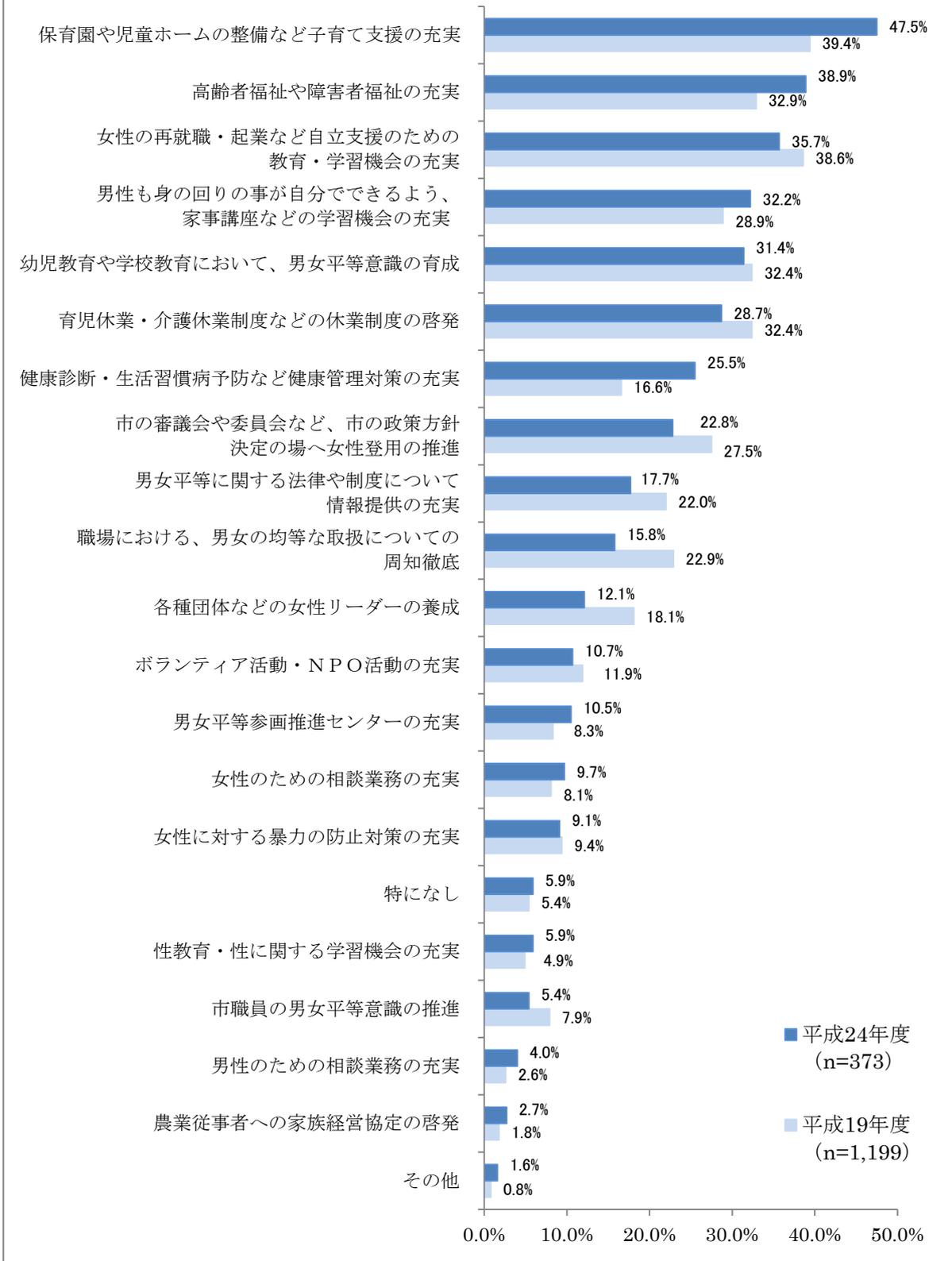
なお、今後の社会情勢の変化や、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】の体系

基本目標	個別課題	施策の方向
I 人権の尊重	A 人権侵害のない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人権侵害を許さない社会環境づくり</li> <li>② メディアにおける人権への十分な配慮</li> <li>③ ハラスメント行為の防止</li> <li>④ 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進</li> <li>⑤ 国際理解・文化交流の促進</li> </ul>
	B 性差によるあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ドメスティック・バイオレンス(DV)防止への取り組み強化</li> <li>② DVIに関する相談・支援体制の充実</li> <li>③ 関係機関との連携強化</li> </ul>
	C 男女平等の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女平等推進のための意識啓発</li> <li>② 男女平等参画関連情報の収集、提供</li> <li>③ 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し</li> </ul>
	D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女平等教育の推進</li> <li>② 教職員への男女平等意識の醸成</li> <li>③ 生涯教育における学習機会の提供</li> </ul>
II ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	E 職場における男女平等参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善</li> <li>② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透</li> <li>③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援</li> <li>④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進</li> </ul>
	F 家庭における男女平等参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭における男女平等参画意識の浸透</li> <li>② 多様な子育て環境の整備と情報の提供</li> <li>③ 介護に関する環境の整備と情報の提供</li> </ul>
III あらゆる場への 男女平等参画の推進	G 意思決定過程における男女平等参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政策・方針決定への女性の参画の促進</li> <li>② 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進</li> <li>③ 管理職などへの女性の積極的登用</li> </ul>
	H 地域活動への男女平等参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供</li> <li>② 市民団体などへの支援及び交流促進</li> <li>③ 市民協働による男女平等参画の推進</li> </ul>
IV 安心して暮らせるまちづくり	I 生涯にわたる心と体の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 性差に配慮した医療・保健の促進</li> <li>② ライフステージに応じた健康づくりの促進</li> </ul>
	J 安全・安心な社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安心して妊娠・出産できる環境整備</li> <li>② 子どもの健全育成の推進</li> <li>③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実</li> </ul>
V 推進体制の整備	K 庁内推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 庁内推進組織の設置</li> <li>② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発</li> <li>③ 基本計画の進行管理強化</li> <li>④ 男女平等参画推進センターの充実</li> </ul>
	L 国・県・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国や県との連携、協力</li> <li>② 近隣自治体との情報の収集、提供</li> </ul>

## 男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策

(回答数：5つまで)



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成19年度, 平成24年度)